

## 介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

事業所等情報

介護保険事業所番号

36

①開設(事業)者	フリガナ 名称	ユウゲンガイシャ オリノ 有限会社 おりの
②開設(事業)者の所在地	〒	775-0501
	徳島 都・道 府(県)	海部郡海陽町穴喰浦字松原60番地
③事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」
	提供するサービス	「別紙一覧表による」
④事業所の所在地	〒	775-0502
	徳島県 海部郡海陽町久保字板取12番地1 12番地4 52番地	
電話番号		0884-76-2249 FAX番号 0884-76-3208
電話番号		0884-74-6201 0884-74-6601 FAX番号 0884-74-6202 0884-74-6602
複数の事業所を一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		( 5 ) 事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		

①算定した加算区分	介護職員等特定処遇改善加算 ( <input checked="" type="checkbox"/> 加算Ⅰ <input checked="" type="checkbox"/> 加算Ⅱ )	
②賃金改善実施期間	令和 2 年 1 月 ~ 令和 2 年 6 月	
③令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額 ※③<④★	1,647,680	円
★賃金改善所要額(i-ii) ※令和元年度と初取得前年度との賃金比較 ※自動計算	1,715,894	円
④	i) 特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額(iii+vi+ix) ※自動計算	115,290,074 円
	ii) 初めて特定加算を取得した年度の前年度の賃金の総額(iv+vii+x) ※自動計算	113,574,180 円
	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v) ※自動計算	169,232 円・ 7.0 人
⑤	iii) 特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	25,585,147 円
	iv) 初めて特定加算を取得した年度の前年度の賃金の総額	24,400,523 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の数(常勤換算)	7 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者】	0 人
設定できない場合の説明	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。	
	<input type="checkbox"/> 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。	
	<input type="checkbox"/> その他( )	
⑥	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii) ※自動計算	15,489 円・ 34.3 人
	vi) 特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	80,256,187 円
	vii) 初めて特定加算を取得した年度の前年度の賃金の総額	79,724,917 円
	viii) 当該事業所におけるその他の介護職員の数(常勤換算)	34.3 人
⑦	その他の職種(④)における平均賃金改善額((ix-x)/xi) ※自動計算	0 円・ 0 人
	ix) 特定加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	9,448,740 円
	x) 初めて特定加算を取得した年度の前年度の賃金の総額	9,448,740 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数(常勤換算もしくは実人数) ※既に賃金が年額440万円以上の人は対象外	0 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金】	3,505,480 円

判定結果	OK	
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、賞与、〇〇手当等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	「経験・技能のある介護職員」については、※7人(常勤換算)月額平均18,571円増額し、令和2年6月に一時金として、支給額平均57,803円(法定福利費会社負担分含む)支給した。 「他の介護職員」34.3人(常勤換算)については、令和2年6月に一時金15,489円(法定福利費会社負担分含む)を支給した。「その他の職種」は支給なし。 ※令和2年1月分支給から増額(今年度は6月支給まで6ヶ月間)
	①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方(「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない場合は、その理由を記載すること。)	「経験・技能のある介護職員」の基準設定: 介護福祉士であって、当法人に常勤勤務年数10年以上で該当するかで判断。(4月1日現在判断基準)また、他の法人等での経験等も法人判断で通算可能とする。 月額8万円の賃上げ又は年収440万円以上までの賃金増の条件を満たさない理由として小規模事業所加算額全体が少額であり、また、職員全体の賃金水準が低く、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。

## 【記載上の注意】

※1 ④i)については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可)。

※2 ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※3 ④が⑥を上回らなければならないこと。

※4 ④ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※5 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※6 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 20 日

(法人名) 有限会社 おりの

(代表者役職・氏名) 代表取締役 折野 由美子

印